徳島県医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業補助金交付要綱

（補助金の交付）

第１条 知事は、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図ることを目的として、ＩＣＴ機器等の導入によって、業務効率化・職場環境改善に資する取組を行い、生産性向上を図る病院の開設者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、令和８年度（令和７年度からの繰越分）医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業の実施について（令和８年２月１３日医政発０２１３第２２号厚生労働省医政局長通知）の別紙医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）、令和８年度（令和７年度からの繰越分）医療施設等持続化支援事業費補助金交付要綱（令和８年４月１日厚生労働省発医政０４０１第３号）及び徳島県補助金交付規則（昭和５８年徳島県規則第５３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象施設）

第２条 補助金の交付対象とする施設は、病院（健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和８年４月１日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。）であって、実施要綱（３）に掲げる①から⑤までの要件を満たし、その内容が本事業の趣旨に合致しているとして知事が認めたもの（以下「対象病院」という。）とする。

（補助対象経費）

第３条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象病院において、令和８年度中に生じる業務効率化に資するＩＣＴ機器等の導入及びそれに付随する経費とする。

２　前項の補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。ただし、医療法人等が次に掲げる要件に該当する場合は、この限りでない。

(1) 消費税法における納税義務者でない者

(2) 消費税法における簡易課税事業者

（補助金額等）

第４条 補助金額は、別表に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、当該選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請書等）

第５条　規則第３条の補助金交付申請書は、様式第１号による。

２　規則第３条の知事が定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 徳島県医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業経費所要額調（様式第２号）
(2) 徳島県医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業補助経費支出予定額内訳書（様式第３号）
(3) 業務効率化計画（様式第４号）
(4) その他知事が必要と認める書類
３　規則第３条の知事が定める期日は、知事が別に定める。
４　第１項の申請書を提出する者が、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）における納税義務者である場合には、第１項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを申請額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の条件）
第６条 規則第５条第１項各号に掲げる事項、規則第１５条の２に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。
(1) 補助事業に係る経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。
(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
(3) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生ずると認められた場合及び知事の承認を受けて規則第１７条第２号に定める機械及び器具を処分することにより収入があった場合には、知事はその収入の一部又は全部を納付させることがある。

（軽微な変更）
第７条 規則第５条第１項第１号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の区分相互間における２０パーセントを超えない金額の変更とする。
２　規則第５条第１項第２号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

（変更の承認の申請等）
第８条　規則第５条第１項第１号から第３号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の申請を行う場合は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 徳島県医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業経費所要額調（様式第２号）
(2) 徳島県医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業補助経費支出予定額内訳書（様式第３号）
(3) その他知事が必要と認める書類
３　規則第５条第１項第４号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）
第９条　規則第１１条の実績報告書は、様式第６号による。
２　規則第１１条の知事が定める書類は次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 徳島県医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業経費精算額調（様式第７号）
(2) 徳島県医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業補助経費支出額内訳書（様式第８号）
(3) その他知事が必要と認める書類
３　規則第１１条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の３月３１日のいずれか早い期日までにしなければならない。
４　第５条第４項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合においては、様式第９号により当該金額を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月１５日までに、知事に報告しなければならない。
５　前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが適当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税相当額の全額又は一部に相当する補助金の返還を命じるものとする。

（補助金の請求）
第１０条　規則第１２条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第１０号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）
第１１条　知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第１２条　知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（決定の取消等）

第１３条　知事は、補助事業者が規則第１４条に規定する事項のほか、次の各号に該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことがある。

(1) 不正手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助事業を実施せず、実施しようという意思が認められないとき。

(3) 補助事業を完了する見込みがなくなったとき。

(4) 補助事業の実施において､著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき。

(5) その他この要綱の定めに違反したとき。

（補助金の返還）

第１４条　知事は、補助事業者が規則第１５条に規定する事項のほか、補助事業が中止されることとなった場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

２　補助事業者は、規則第１４条第１項の規定による補助金の交付の決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

３　補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（報告及び調査）

第１５条　知事は、補助事業に関して、必要に応じて報告を求め、調査を行うことができる。

（証拠書類の保管）

第１６条　規則第１６条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助金の額の確定の通知を受けた日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間とする。

（財産処分の制限）

第１７条　規則第１７条の知事が定める財産は、補助事業により取得又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格の単価が５０万円以上又は単価が５０万円以上に効用の増加した機械及び器具とする。

２　規則第１７条ただし書の知事が定める期間は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成２０年４月１７日健発第０４１７００１号）で定める年数とする。

（雑則）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月２７日から施行し、令和８年度の補助金から適用する。

別表（第４条関係）

基準額	補助対象経費	補助率
１施設あたり 100,000千円	実施要綱に定める業務効率化に必要な次に掲げる経費（令和８年度中に生じるものに限る。） 備品費 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費 委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費	５分の４